

地方分権改革の推進に関する決議

9月に発足した鳩山内閣は、地域主権の確立を重点政策として掲げ、マニフェストや三党連立政権合意には、基礎自治体への大幅な権限移譲、国の出先機関の原則廃止、国と地方の協議の場の法制化等が盛り込まれている。

一方、地方分権改革推進委員会は、これまでの二次にわたる勧告に続き、10月8日に義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大、地方自治関係法制の見直し及び国と地方の協議の場の法制化を求める第3次勧告、11月9日には、地方税財政制度の再構築に向けた第4次勧告をとりまとめ内閣総理大臣に提出した。

政府においては、年内に義務付け・枠付けの見直しを中心とした地方分権改革推進計画を策定し、次期通常国会に「新分権一括法案(仮称)」を提出することとされている。

地方分権改革の目標は、「国が決めて地方が従う」という中央集権システムからの転換を図り、地方の役割を拡大して地域の個性を活かし活力に満ちた地域社会を実現することにある。そのためには、地方が自らの判断と責任の下で行財政運営を行うことができる仕組みを構築しなければならない。

併せて、地方分権改革の進展に伴い、地方公共団体の自己決定・自己責任の範囲が拡大すれば、住民代表としての意思決定機関である地方議会の役割は一層重要性を増すことになる。地方議会が住民の負託に応え、その機能を十分に発揮していくためには、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるようにすべきである。

よって、国においては、下記事項を実現するよう強く要望する。

記

1 国と地方の役割分担の見直しと事務・権限及び財源の一体的な移譲

国と地方の役割分担を見直し、国から地方に事務・権限及び財源を一体的に移譲すること。

その際、「補完性・近接性」の原理に基づき、住民に身近な行政を担う都市自治体への移譲を促進すること。

また、都道府県から都市自治体への事務・権限及び財源の移譲を行うこと。

2 義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大

国による義務付け・枠付け及び関与を廃止・縮小し、条例制定権を拡大すること。

3 国と地方の二重行政の解消等による行政の簡素化

国の出先機関の廃止・縮小により国と地方の二重行政を解消し、国・地方を通じた行政の簡素化を推進すること。

4 国と地方の協議の場の法制化

地方に関わる事項についての政府の政策立案及び執行に地方の意見を反映させるため、政府と地方の代表者等が協議を行う国と地方の協議の場を早期に法制化すること。

5 地方議会議員の法的位置付けの明確化

地方議会議員の法的な位置付けを明確にするため、地方議会議員の職責・職務について地方自治法に規定すること。

6 地方議会の権能強化

地方分権時代における地方議会の役割は一層重要性を増すことから、議会の自主性・自律性を高め、各議会が地域の実情に応じ、自らの判断により権能を行使できるよう、議会の活動を制約している関係法令上の諸規定を見直し、地方議会の権能を強化すること。

以上決議する。

平成21年11月18日

全国市議会議長会